

共謀罪法案に反対する声明

2017年4月4日

日本科学者会議全国常任幹事会

安倍内閣は、かつて3回（2003年～2005年）に渡って国会に上程されたものの、世論の強い反対で廃案に追い込まれたいわゆる共謀罪法案の「共謀」罪を、「実行準備行為を伴うテロリズム集団その他の組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画」罪（テロ等準備罪）と名称を変えて、3月21日に閣議決定し4月6日に衆議院で審議開始に踏み切った。

安倍内閣は、今回の法案は、以下の4点において、これまでの共謀罪法案とはまったく異なるものだと説明している。

- ① 2020年の東京五輪・パラリンピック開催までに整備しなければならないテロ等準備罪を防止するための法案である。
- ② 「国際組織犯罪防止条約」（2000年に国連総会において採択）の締結のためには600を超える「懲役・禁錮4年以上のすべての罪」を対象とする共謀罪の新設が不可欠だとしてきたこれまでの政府答弁を転換して、テロの実行、薬物、人身に関する搾取、資金源、司法妨害などの5分類277種の犯罪に絞り込んでいる。
- ③ 犯罪主体を、上記277の犯罪の実行を共同の目的としている「組織的犯罪集団」の「団体の活動として、当該行為を実行する組織」としており、市民団体を対象としているものではない。
- ④ 「共謀」としてきた犯罪の合意を「計画」と言い換え、「2人以上」で犯罪を「計画」し、そのうちの誰かが「資金又は物品の手配、関係場所の下見その他」の「準備行為」を行うことを要件に加えている。

しかしながら、本法案がこれまでの共謀罪法案と本質的には同一のものであることは明らかであり、それは日弁連などの法律家団体、市民団体、マス・メディア、野党による本法案批判でも指摘されているところである。

- ① 日本政府はすでに爆弾テロ防止条約やテロ資金供与防止条約など13本のテロ対策防止条約を締結し、またテロ資金提供処罰法など国内法も整備されている。それも「既遂」と「未遂」を罰するだけでなく、犯罪に向けて話し合うことを罰する「共謀罪」が13、殺人予備罪などの「予備罪」が37、「準備罪」が8つ、すでに存在している。それゆえ、テロ対策のためのあらたな法律は必要ではない。
- ② そもそも「国際組織犯罪防止条約」は、「国際組織犯罪（Transnational Organized Crime）」すなわち国境を超える組織犯罪を対象とし、マフィアや暴力団によるマネーロンダリング（資金洗浄）などの国際犯罪を取り締まるためのものである。本条約を締結するために、テロ防止対策法や共謀罪法をあらたに設ける必要はなく、ただちに本条約を締結することは可能である。本条約は「自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」ことを認めている。ちなみに、OECD35カ国のうち本条約締結のために新たな立法措置を講じたのは5カ国にすぎない。

- ② 本条約締結のためには「懲役・禁錮4年以上のすべての罪」を対象として600種を超える犯罪について共謀罪の新設が絶対不可欠だというこれまでの政府見解が、今回の法案で277種となった根拠がまったく明らかでなくきわめて恣意的な基準で、本条約対象の犯罪かそうでないかの線引きがおこなわれている。しかも277種すべてがなぜテロ防止対策と関係するのかも明らかではない。今国会において、安倍内閣は当初、対象は「組織的犯罪集団」であって労働組合や市民団体は関係がないと答弁していたのに対して、野党の国会質問の前に「正当に活動する団体が犯罪を行う団体に一変したと認められる場合は、処罰の対象になる」ことを認めた。すべての市民団体、経済団体あるいは政治団体は、潜在的な組織的犯罪集団として、検察・警察等の捜査機関（以下捜査機関）の監視の対象になるのである。なぜなら、「一変したと認める」ためには、捜査機関の恣意的な判断によって「一変」する可能性があると判断された団体は、当然、「一変」する以前からの継続的な監視の対象とされることは間違いないからである。
- ③ 今回の法案は、犯罪の合意あるいは計画の段階、すなわち、「共謀」の段階で犯罪とするのではなく「準備行為」を要件とした点でこれまでの共謀罪法案と決定的に異なり、市民団体一般にまでその対象が拡大する危険性はないと提案者はいうかも知れない。しかしながら、「資金または物品の手配、関係場所の下見その他」という行為は、市民生活に必須のまさに市民の一般的日常的行為であって、それを「組織的犯罪」の「準備行為」と認定する客観的基準はつくりがたい。結局、組織的な犯罪の合意、すなわち「計画」（「共謀」）があったということでは、その行為を「準備行為」として認定することはできないはずである。まさに本法案は共謀罪法案と同一と断定するしかない法案である。

共謀罪法案のもつ根本的な問題は、一言でいえば、犯罪を実行以前の計画（共謀）段階で処罰するという点それ自体が、既遂処罰を原則とし、意思や内心は処罰しないという刑事法の基本原則に反しているという点にある。

こうした犯罪認定に必須の「組織的犯罪」を実行以前の「計画」「準備行為」の段階で特定することは客観的には不可能であるため、捜査機関の恣意的な判断にすべて委ねられることになる。

そのため、「計画」「準備行為」の事実認定のために必要な情報収集方法は、「実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、または免除する」というように、主として「裏切り」「密告」に求めざるを得ないものである。他方で、捜査機関の通信傍受などのスパイ活動が常套手段となることも当然予想される。

もっとも深刻なのは、捜査機関が共謀罪法執行の決定的な機関となるということである。捜査機関の暴走を、国会はおろか内閣すらコントロールできなくなる危険性は限りなく大きい。このままでは、日本の政治は、捜査機関の監視・統制のまえに萎縮してしまうことが危惧される。

日本科学者会議は、日本の刑事法体系を一変させ、日本国憲法の保障する基本的人権を蹂躪する共謀罪法案に反対し、本法案の閣議決定の撤回と廃案を強く訴える。

以上